

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

第5356号

目 次

告 示

- | | |
|---------------------------------|---|
| ○指定公金事務取扱者の指定 | 1 |
| ○指定納付受託者の指定 | 3 |
| ○富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正 | 5 |
| ○富山県の児童相談所に配置する児童心理司の数についての一部改正 | |

公安委員会告示

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ○富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定 | |
|-------------------------------------|--|

議会告示

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ○富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正 | 15 |
|-----------------------------------|----|

告 示

富山県告示第128号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

富山 F S パートナース

代表者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

構成員

東京都江東区大島一丁目9番8号

株式会社フクシ・エンタープライズ

東京都千代田区神田駿河台三丁目3番地4

三幸株式会社

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

富山県美術館の観覧料の徴収に関する業務における観覧料の徴収・収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年2月25日

富山県告示第129号

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第151条の2の規定により告示する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山市新総曲輪4番18号

公益財団法人富山県文化振興財団

2 指定公金事務取扱者が受託した公金事務に係る歳入等又は歳出

高志の国文学館の観覧料・施設使用料の徴収に関する業務における観覧料及び施設使用料の徴収・収納事務

3 指定公金事務取扱者が公金事務を受託した期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定公金事務取扱者を指定した日

令和7年2月25日

富山県告示第130号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第 2 項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の 2 の規定により告示する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

富山 F S パートナース

代表者

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

構成員

東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号

株式会社フクシ・エンタープライズ

東京都千代田区神田駿河台三丁目 3 番地 4

三幸株式会社

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県美術館の観覧料

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和10年 3 月 31 日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和 7 年 2 月 25 日

富山県告示第131号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付

受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

富山市新総曲輪4番18号

公益財団法人富山県文化振興財団

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

高志の国文学館の観覧料及び施設使用料

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和7年2月25日

富山県告示第132号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4

ウェルネット株式会社

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

富山県電子申請サービスを利用した富山県の行政手続に係る申請手数料等（指定納付受託者が提供する支払システム及び決済基盤を利用して納付させるものに限る。）の納付

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

富山県告示第133号

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数についての一部改正について

富山県の児童相談所に配置する児童福祉司の数について（平成28年富山県告示第429号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

第 1 項中「16人」を「18人」に改める。

富山県告示第134号

富山県の児童相談所に配置する児童心理司の数についての一部改正について

富山県の児童相談所に配置する児童心理司の数について（令和 2 年富山県告示第174号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

第 2 項中「8 人」を「9 人」に改める。

富山県公安委員会告示第26号

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定について

道路交通法第108条の2第1項第1号に規定する安全運転管理者等に対する講習の委託に係る一般競争入札を実施するに当たり、入札申込みの条件となる道路交通法施行規則第38条の3に規定する資格について、次のとおり審査の上、認定するものとするので告示する。

令和7年3月31日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

1 認定の審査に係る業務

道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる安全運転管理者等に対する講習

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託場所

富山県内

4 認定基準

別添「富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準」のとおり。

5 認定申請期間

令和7年4月1日から同年4月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

6 認定申請書類提出先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課安全教育係

7 認定申請書類提出方法

直接持参すること。

8 問合せ先

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課安全教育係

電話 076-441-2211（内線5032）

別添

富山県警察における安全運転管理者等に対する講習の委託に関する資格認定基準

1 目的

この基準は、道路交通法（昭和35年法律第 105号。以下「法」という。）第 108条の 2 第 1 項第 1 号に規定する安全運転管理者等に対する講習（以下「安全運転管理者等講習」という。）の実施を同条第 3 項の規定により委託するに際し、受託法人及び受託者（以下「法人等」という。）の選定に必要な事項を定め、その取扱いの適正を図ることを目的とする。

2 公安委員会の資格認定

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の 3 の規定により富山県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人等として認定する場合における当該認定は、次に掲げる要件を審査して行うものとする。

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の者であること（道路交通法施行規則第38条の 3 に規定するもの。）。
- (2) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に次のアからクまでのいずれかに該当する者がいないこと。

なお、法人でない者は、これに準ずるものとする。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、

国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者

キ 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から2年を経過していない者

ク 法第117条、法第117条の2、法第117条の2の2（第7号及び第12号を除く。）、法第117条の3の2、法第118条第2項第3号若しくは第4号、法第119条第1項第11号若しくは第12号、法第119条の2又は法第119条の2の4第2項の違反行為をした日から2年を経過していない者

(3) 安全運転管理者等講習に従事する専任講師として、次のいずれかの資格を有する者を1人以上雇用すること。

ア 自動車安全運転センターが行う自動車の安全運転管理に関する研修の課程又はこれに相当する課程を修了した者

イ 安全運転管理者等講習又はこれに相当する講習に講師として従事した経験を有する者

(4) 安全運転管理者等講習に必要な学識経験を有する者又は交通実務（交通安全活動）経験者で、専門的知識を有する者を部外講師として3人以上確保できること。

3 安全運転管理者等講習を行うために必要な組織及び設備は次のとおりとする。

(1) 富山県内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(2) 安全運転管理者等講習を行うために必要な人員を、安全運転管理者等講習の実施場所に配置できること。

(3) 安全運転管理者等講習を行うための機器（視聴覚機材等）を有していること。

4 資格認定の申請等

安全運転管理者等講習の業務の委託を受けようとする法人等には、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (1) 安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書（別記様式 1）
- (2) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- (3) 法人等の役員の氏名、住所等を記載した名簿（別記様式 2）
- (4) 法人等の役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成 11 年法律第 152 号）第 10 条第 1 項に規定する登記事項証明書をいう。）
- (5) 法人等の役員が 2 (2) 中、アからクのいずれにも該当しないことを誓約する書面（法人用は別記様式 3 - 1、法人以外用は別記様式 3 - 2）
- (6) 安全運転管理者等講習に従事する者の経歴を記載した書面及び当該事務を行うために必要な能力を有することを証するに足りる書面
- (7) 安全運転管理者等講習を行う組織の概要（組織体制、職員数等）を記載した書面
- (8) 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

5 資格認定の通知

安全運転管理者等講習を行うために必要かつ適切な組織及び能力を有すると認めたときは、その法人等に対し資格認定通知書（別記様式 4）を送付するものとする。

なお、入札の参加に当たっては、入札参加資格を有していても 1 年ごとに入札前に公安委員会の資格認定を受ける必要があるものとする。

6 資格認定の取消し

資格認定を受けた法人等が次の事項のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができるものとする。

- (1) 2 の要件のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

別記様式 1

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定申請書

年 月 日

富山県公安委員会 殿

主たる事務所の所在地
名 称
代表者の氏名

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の認定を申請します。

なお申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

(ふりがな) 法人等の名称			
主たる事務所 の 所 在 地	電話 () ー		
法人等の種類	1 一般社団法人	2 公益社団法人	3 一般財団法人
	4 公益財団法人	5 株式会社	6 有限会社
	7 その他 ()		
(ふりがな) 代表者氏名			

申請者は、下欄には記載しないこと。			
受理年月日	年 月 日	受理番号	
添付書類	☐ 定款・寄附行為等 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員の氏名及び住所を記載した名簿 ☐ 従事者の経歴を記載した書面その他能力を証する書面 ☐ 組織の概要を記載した書面 ☐ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表		
備 考			

別記様式 2

役 員 名 簿

[illegible]

別記様式 3 - 1

(法 人 用)

誓 約 書

当法人は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次に掲げる 1 から 8 までのいずれかに該当する者のある法人

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は、同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 12 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号、第 119 条の 2 又は第 119 条の 2 の 4 第 2 項の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地
名 称
代 表 者 の 氏 名

別記様式 3 - 2

(法人以外用)

誓 約 書

私及び従業員は、次に掲げる事項に該当しないことを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- 3 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で、国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 12 条若しくは第 12 条の 6 の規定による命令又は、同法第 12 条の 4 第 2 項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して 2 年を経過しないもの
- 5 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 6 心身の障害により、講習事務を適正に行うことができない者
- 7 公安委員会の解任命令を受けて安全運転管理者等を解任され、解任の日から 2 年を経過していない者
- 8 道路交通法第 117 条、第 117 条の 2、第 117 条の 2 の 2（第 7 号及び第 12 号を除く。）、第 117 条の 3 の 2、第 118 条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号、第 119 条第 1 項第 11 号若しくは第 12 号、第 119 条の 2 又は第 119 条の 2 の 4 第 2 項の違反行為をした日から 2 年を経過していない者

富山県公安委員会 殿

年 月 日

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

別記様式 4

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格認定通知書

年 月 日

(例) ○○法人 ○○協会

代表者 ○○ ○○ 殿

富山県公安委員会委員長 ○○ ○○

安全運転管理者等講習の業務委託に関する受託資格の審査をした結果、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の3に規定する講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認められたので通知する。

富山県議会告示第 1 号

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年富山県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県議会議長 武 田 慎 一

第 3 条第 2 項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第 5 条第 8 項中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 8 条第 1 項第 1 号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第 9 条の見出しを「開示決定の際に通知すべき事項」に改める。

第 18 条中「第 35 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改める。

様式第 3 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

様式第 12 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

様式第 15 号中「第 35 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改める。

様式第 16 号中「第 37 条」を「第 37 条第 1 項」に改める。

様式第 17 号中「の特定する」を「を特定する」に改める。

様式第 18 号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

様式第 22 号中「第 44 条」を「第 44 条第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の

規定に基づいて提出された書類とみなす。